

知多北部広域連合選挙管理委員会規程

(平成11年8月10日 選挙管理委員会告示第1号)

(趣旨)

第1条 この規程は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第194条の規定に基づき、知多北部広域連合選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員長の選挙)

第2条 法第187条第1項の規定による委員長の選挙は、無記名投票によって行い、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。この場合において、得票の数が同じであるときは、くじでこれを定める。

2 委員会は、委員中に異議がないときは、前項の選挙について指名推選の方法を用いることができる。この場合においては、被指名人をもって委員長と定めるかどうかを委員会に諮り、委員の全員の同意があった者をもって当選人とする。

3 委員会は、委員長が選挙されたときは、その者の住所及び氏名を告示しなければならない。

(委員長の任期)

第3条 委員長の任期は、委員の任期による。

2 委員会は、委員長が欠けたときは、速やかに法第187条第1項の規定による委員長の選挙を行わなければならない。

(委員長代理の指定)

第4条 委員長は、法第187条第3項の規定により、委員長の職務を代理する委員をあらかじめ指定しなければならない。

2 委員長は、前項の指定をしたときは、その旨並びにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。

(委員長の職務執行)

第5条 知多北部広域連合規約（平成11年3月29日愛知県知事許可。以下「規約」という。）第16条第3項の規定による委員の選挙があった後、委員長が選挙されるまでの間は、年長の委員が臨時に委員長の職務を行う。

(退職)

第6条 委員長は、法第185条第1項の規定により退職しようとするときは、理由を付した文書によって、委員長の職務を代理する委員に申し出なければならない。

2 委員は、法第185条第2項の規定により退職しようとするときは、前項の例により委員長に申し出なければならない。

(委員の就任の告示)

第7条 委員が選挙されたとき、及び委員の欠員を補充したときは、委員会は、直ちにその旨並びにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。

(所属政党等の届出)

第8条 委員長及び委員は、その所属する政党その他の政治団体の名称を委員会に届け出なければならない。その所属する政党その他の政治団体を変更し、又は政党その他の政治団体に新たに所属し若しくは所属しなくなったときも、また同様とする。

(住所変更の届出)

第9条 委員長及び委員は、その住所を移転したときは、直ちにその旨を委員会に届け出なければならない。

(委員会の招集)

第10条 委員会の招集は、委員に対する通知によりこれを行う。

2 前項の通知は、招集すべき日の前日までに、招集の日時及び場所並びに付議すべき議案を示した文書をもってしなければならない。ただし、急施を要する場合はこの限りでない。

3 規約第16条第3項の規定による選挙ののち、最初に招集する委員会は、年長の委員が招集する。

(委員会招集の請求)

第11条 委員は、法第188条後段の規定により、委員会の招集を請求しようとするときは、議案を付した文書によって請求しなければならない。

(欠席の届出等)

第12条 委員は、招集の日時に指定された場所に参集しなければならない。

2 委員は、委員会に出席することができないときは、あらかじめ理由を付して委

員長又は委員会を招集した委員にその旨を届け出なければならない。

(関係者の出席)

第13条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴取することができる。

(会議録の作成)

第14条 委員長は、書記をして会議録を作成し、会議の次第及び出席委員の氏名を記載させ、会議に出席した委員とともにこれに署名しなければならない。

(委員会の開閉等)

第15条 前5条に規定するもののほか、委員会の開閉、議決その他委員会の議事に関しては、知多北部広域連合議会の会議の例による。

(委員長の職務)

第16条 委員長は、法令に定めのあるもののほか、おおむね次に掲げる事務を担当する。

- (1) 委員会の議決すべき事件について議案を提出すること。
- (2) 委員会の議決した事項を執行すること。
- (3) 公印及び文書の保管に関すること。
- (4) 職員の任免及び服務に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、委員会の庶務に関すること。

(委員長の専決処分)

第17条 委員会の権限に属する事項で、その議決により特に指定したものは、委員長において専決処分することができる。

- 2 委員長は、前項の規定により専決処分をしたときは、その旨を次の委員会に報告しなければならない。

(書記長及び書記)

第18条 委員会に書記長及び書記を置く。

- 2 書記長は、委員長の命を受け、書記を指揮監督し、委員会の事務を処理する。
- 3 書記は、上司の命を受け、委員会の事務に従事する。

(公印)

第19条 公印の名称、ひな型、書体、寸法、用途及び保管者は、別表のとおりとする。

(委員会の告示)

第20条 委員会の告示は、知多北部広域連合公告式条例（平成11年知多北部広域連合条例第1号）第2条第2項に定める掲示場に掲示して行う。

(事務の処理)

第21条 この規程に定めるもののほか、委員会の事務の処理については、広域連合長の事務部局の例による。

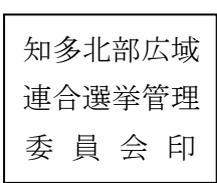
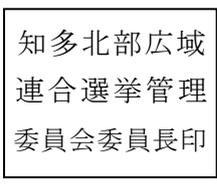
(委任)

第22条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成11年8月10日から施行する。

別表(第19条関係)

公印の種類	ひな型	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	保管者
選挙管理委員会印		てん書	方18	一般文書用	書記長
選挙管理委員会委員長印		てん書	方18	一般文書用	書記長